

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 「移動受信用地上基幹放送事業者」とは、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。</p> <p>三十三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「地上基幹放送事業者」とは、地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。</p> <p>二 「衛星基幹放送事業者」とは、衛星基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。</p> <p>三 「衛星一般放送」とは、人工衛星局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の十に規定する人工衛星局をい、衛星基幹放送局（同項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）、衛星基幹放送試験局（同項第二十号の十二に規定する衛星基幹放送試験局をいう。）及び衛星基幹放送を行う実用化試験局（同項第二十三号に規定する実用化試験局をいう。以下同じ。）を除く。）を用いて行われる一般放送をいう。</p> <p>四 「有線一般放送」とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう。</p> <p>五 「有線テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送による有線一般放送をいう。</p> <p>六 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者をいう。</p> <p>七 「同時再放送」とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その</p>

全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう。

八 「有料放送」とは、法第百四十七条第一項に規定する有料放送をいう。

九 「有料放送事業者」とは、法第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。

十 「国内受信者」とは、法第百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。

十一 「番組送出設備」とは、放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）をいう。

十二 「放送局の送信設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては放送をする無線局の送信設備をいい、衛星基幹放送にあつては人工衛星の放送局の送信設備（地球局から伝送された放送番組を受信するための電気通信設備を含む。）をいう。

十三 「地球局設備」とは、人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう。

十四 「中継回線設備」とは、地上基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備の間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波により中継を行う場合は、そ

十四 「中継回線設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備の間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波

により中継を行う場合は、その受信設備を含む。)又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいい、衛星基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう。

(認定の申請)

第六十一条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 移動受信地上基幹放送 放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。)又は一セグメント形式のOFDMフレーム(デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。)の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数(使用するセグメント数が隣間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。)ごと

の受信設備を含む。)又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいい、衛星基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう。

(認定の申請)

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

一 地上基幹放送 放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系(法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。)ごと

二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数(一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組)ごと

(申請書)

第六十四条 (略)

(添付書類等)

第六十五条 (略)

2 (略)

(認定の際に指定する周波数の表示)

第七十条 広帯域伝送方式(デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。)又は高度広帯域伝送方式(デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。)(以下「広帯域伝送方式等」という。)による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

(申請書)

第六十四条 法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用(地上基幹放送の場合に限る。)とする。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第七十条 広帯域伝送方式(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。))第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。)又は高度広帯域伝送方式(デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。)(以下「広帯域伝送方式等」という。)による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
 - 二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）
 - 三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）
 - 四 補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十七に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。）
 - 五 スロットの番号
 - 六 搬送波の変調の方式
 - 七 誤り訂正内符号の符号化率
 - 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
 - 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
 - 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
 - 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 2 狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第二節に定める狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。
- 一 中央の周波数

3| セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。以下同じ。）による移動受信地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定するものとする。

一 中央の周波数

二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別

三 伝送方式

四 セグメント数又は基準セグメント数

五 搬送波の変調の方式

六 誤り訂正内符号の符号化率

4| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 伝送方式（狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式の別）

三 一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）

四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

五 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

六 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

七 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）

八 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

3| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中

二 (略)

三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じ、当該イ又はロに定める方式をいう。

イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式

ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じ、当該イ又はロに定める符号化率をいう。

イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

央の周波数をいう。

二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。

三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式をいう。

四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

(様式等)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項の規定は、セグメント連結伝送方式による放送を行う移動受信地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(事業計画書の公表等)

第七十二条 (略)

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 (略)

(様式等)

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書(第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。)及び第六十五条第一項の事業計画書(第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。)に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

(認定の更新の申請)

第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十五号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の様式の更新申請書を、~~移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の二の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。~~

2 (略)

(放送事項等の変更)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

1 (略)

2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。

3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

(認定の更新の申請)

第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十五号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

1 地上基幹放送 別表第六号から別表第十号までの様式による書類

2 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第七号の様式による事業計画書

(放送事項等の変更)

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2～4 (略)

5 法第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

1 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務

一 第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二 第七十条の規定によりセグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

四 (略)

(基幹放送業務日誌)

第八十四条 (略)

2 (略)

に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

一 第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

四 混信の除去その他特に必要がある場合であつて、総務大臣が別に告示するとき。

(基幹放送業務日誌)

第八十四条 基幹放送事業者の事務所には、基幹放送業務日誌を備え付けておかなければならない。

2 基幹放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない

- 一 (略)
- 二 (略)

二の二 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

- 三 六 (略)

(放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出)

第八十五条 (略)

い。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

- 一 放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻
- 二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

- 三 第八十二条の規定により緊急警報信号を使用して放送をしたときは、そのたびごとにその事実（緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る。）
- 四 任意に放送の業務を休止した時間
- 五 放送の業務が中断された時間
- 六 その他参考となる事項

(放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出)

第八十五条 基幹放送事業者は、毎年四月から各六箇月の期間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者にあつては、認定の有効期間）ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した記録を、速やかに総務大臣

一・二 (略)

二の二 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

三 (略)

(事業計画書の変更等)

第八十六条 (略)

2・3 (略)

に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

一 放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻（記録すべき期間中において毎日放送の業務を行つた基幹放送事業者を除く。）

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値（前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（二未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

三 その他参考となる事項

(事業計画書の変更等)

第八十六条 認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項において同じ。）は、法第九十三条第四項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに代えることができる。

改 出 察

現 行

別表第六の三号(第 64 条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代
表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 3 項
の規定により申請します。

<u>基幹放送の種類(注 1)</u>	
<u>基幹放送の業務に用いられる基 幹放送局について電波法の規定 による免許を受けようとする者 又はその免許を受けた者の氏名 又は名称(注 2)</u>	
<u>希望する放送対象地域</u>	
<u>希望する周波数(注 3)</u>	
<u>業務開始の予定期日</u>	
<u>放送事項(注 4)</u>	

基幹放送の業務に用いられる電

気通信設備の概要(注5)

欠格事由の有無(注6)

有 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送) -マルチメディア放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3 セグメント連結伝送方式による移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 基準10セグメント

搬送波の変調の方式 16QAM

誤り訂正率 1/2

注4

(1) 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに

次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

<u>放送番組の形態</u>	<u>分野</u>	<u>備考</u>
<u>リアルタイム型放送番組</u>	<u>野球、サッカーを中心とした スポーツ番組</u>	
<u>蓄積型放送番組</u>	<u>音楽、ドラマ</u>	

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(2) 放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。）の有無について、次の記載例に従って記載すること。

(記載例) 成人向け番組の有無：無

(3) 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立つ場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等
に係る事項

注5 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載
すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行わ
れる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演
奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての
電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当
該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設
備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第
111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記
すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障に
より、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保
するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる
基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設
備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把
握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載す
ること。

注6 法93条第1項第6号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄
の口には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第七の三号(第 65 条第 1 項関係)

第 3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

【新設】

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の 申請の 場合	(1)	<u>(注1) 臨時目的放送を専ら行 う基幹放送の業務の場合 は、提出を要しない。</u> <u>(注2) 法第8条に規定する経 済市況、自然事象及びス ポーツに関する時事に関 する事項その他総務省令 で定める事項のみを放送 事項とする放送を専ら行 う基幹放送の業務の場合 は、提出を要しない。</u> <u>(注3) 当該変更により事業 計画書に重大な変更があ るときに限る。</u>
	(2)	
	(3)	
	(4) (注1)	
	(5) (注1)	
	(6)	
	(7) (注1)(注2)	
	(8) (注1)(注2)	
	(9)	
	(10) (注1)(注2)	
	(11) (注1)	
	(12)	
	(13) (注1)	
	(14) (注1)	
2 認定の 変更の 申請の 場合	(1) (注3)	
	(2) (注3)	
	(3) (注3)	
	(4) (注1)(注3)	
	(5) (注1)(注3)	
	(6) (注3)	
	(7) (注1)(注2)(注3)	
	(8) (注1)(注2)(注3)	

資の額	の株式数及び	びその額	
	その額		

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

	用途別資金の額	資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		

その他 合計		
-----------	--	--

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、
認定を受けようとする基幹放送の業務に係る「放送の開始」で
ある。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄
付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込
証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添
付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住 所	職 業	議決権の総 数に対する 議決権の比 率	備 考
氏名又は 名称			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者
について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全
員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対
する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合
は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合

において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。
この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	<u>氏名又は名称</u>	<u>議決権の総数に対する議決権の比率</u>	<u>(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称</u>	<u>備考</u>

100分の33.33333 を超える議決権 を有する者 (A)		%		
うち(A)の有 する議決権 と計算され る議決権を 有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(イ)までに定めるところにより
計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権
に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、
当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、
未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指
図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当
該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められ
る場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権と
みなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又
は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する
場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。た
だし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の
議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団

法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も100分の33.33333を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の	備考
--	--------	------------	----

		議決権の総数に対する 議決権の比率	
自らが10分の1 を超える議決権 を有する他の地 上基幹放送事業 者又は100分の 33.33333を超え る議決権を有す る他の移動受信 用地上基幹放送 事業者 (A)		%	
うち自らが有 する議決権と 計算される議 決権を有する 者 (B)		%	

(注1) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4) (注1) の(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) の(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	<u>住所</u>	<u>役名</u>	<u>担当部門</u>	<u>兼職</u>	<u>備考</u>
<u>氏名</u>					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による移動受信用地上基幹放送の業務については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、移動受信用地上基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置（視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック（視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。）等）について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものである。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア リアルタイム型放送番組表（注1）（注2）（注3）（注4）

曜日 時刻		月	火	水	木	金	土	日
計	時 間 分							

伝 送 容 量							
合計 時間 分 (伝送容量)					備考		
有料放送 (%)							

イ 蓄積型放送番組表 (注1) (注2) (注4)

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
合計 伝送容量			備考
有料放送 (%)			

ウ 全体の放送番組表 (注5)

放送番組の 形態の別及 び映像、音 響又は信号	有料放送又は無 料放送が放送全 体に占める割合 (%)	映像、音 響又は信 号が放送 全体に占	合計 (%)	放送事項
----------------------------------	--------------------------------------	------------------------------	-----------	------

の別		有料放 送	無料放 送	める割合 (%)		
リアルタイム型放送番組	映像	<u>A</u>	<u>G</u>	<u>A及びG</u> <u>の和</u>	及び Gから Iまでの 和 Aから Cまで	
	音響	<u>B</u>	<u>H</u>	<u>B及びH</u> <u>の和</u>		
	信号	<u>C</u>	<u>I</u>	<u>C及びI</u> <u>の和</u>		
蓄積型放送番組	映像	<u>D</u>	<u>J</u>	<u>D及びJ</u> <u>の和</u>	及び Jから Lまでの 和 Dから Fまで	
	音響	<u>E</u>	<u>K</u>	<u>E及びK</u> <u>の和</u>		
	信号	<u>F</u>	<u>L</u>	<u>F及びL</u> <u>の和</u>		
合計 (%)		<u>Aから</u> <u>Fまで</u> <u>の和</u>	<u>Gから</u> <u>Lまで</u> <u>の和</u>		100	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備

において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、アの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、イの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。

(注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

(ア) 放送番組の形態の別

(イ) 無料放送又は有料放送の別

エ 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

<u>供給者名</u>	<u>一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合</u>	<u>供給に関する協定等の有無</u>
	<u>% (%)</u>	
<u>合 計</u>	<u>% (%)</u>	

(注1) 供給者名の欄は、アからウまでの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に（ ）で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

10) 別紙10は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	<u>住所</u>	<u>性別</u>	<u>生年</u>	<u>職業</u>	<u>備考</u>
<u>委員の氏名</u>			<u>月日</u>		
<u>委員総数</u>					<u>人</u>

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

(イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(改正なし)

別表第八号(第65条第1項関係)

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	基幹放送の業務を行う事								

		業 の 収 支								
	千 円	千 円								
1 売上高										
放送料										
有料放送 料										
放送番組 制作料										
放送番組 売上料										
その他										
2 売上原価										
放送費										
放送委託 費										
技術費										
人件費										
減価償却 費										
その他										
3 売上総利										

益 (1-2)										
4 販売費及 び一般管理費										
販売費										
一般管理 費										
人件費										
減価償却 費										
その他										
5 営業利益 (3-4)										
6 営業外収 益										
7 営業外費 用										
8 経常利益 (5+(6-7))										
備 考										

注1 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること（例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。）。

注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

注3 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注4 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。

(ア) 放送料金表

(イ) 有料放送料金表

(ウ) 最近の決算期における計算書類

(エ) その他参考となる書類

注6 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料金表等参考となる書類を添付すること。

第2 見積りの根拠

ア 収益

区 分	1週間平均 の回数	単 価	1週間平均 の収入	1年間の 収入
(記載例) 放送料 Aタイム	回	千円	千円	千円

30分				
15分				
Bタイム				
30分				
15分				
Aスポット				
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、適宜の様式により記載すること。

注4 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

(改正なし)

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

注 アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	1年間の利用 見込金額	1週間の利用度		備考
氏名又は 名称			回数	時間	

注1 他人の利用に供するものについて記載すること。

注2 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

注3 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注4 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

別表第九号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等

注1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施すること

別表第十六号の二(第 74 条第 1 項関係)

第 1 申請書

移動受信用地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押印
又は署名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第 96 条
第 2 項の規定により申請します。

認 定 の 番 号	認 定 の 年 月 日	欠格事由の有無 (注 1)	備 考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注 1 欠格事由の有無の欄は、法第 93 条第 1 項第 6 号の欠格事由の有無に
ついて記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け

ができる体制を記載すること。

注 2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注 3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構
成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

【新設】

ること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

別表第七の三号の様式のとおりとする。

別表第十七号(第76条第1項関係)

第1 申請書

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

放送事項等(注1)の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項の規定により申請します。

変更事項(注1)			
変更前		変更後	

注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。

注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更があつた場

別表第十七号(第76条第1項関係)

第1 申請書

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

放送事項等(注1)の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項の規定により申請します。

変更事項(注1)			
変更前		変更後	

注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。

注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更があつた

合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

第2 添付書類

別表第七の一号、別表第七の二号又は別表第七の三号及び別表第八号の様式のとおりとする。

場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

第2 添付書類

別表第七の一号又は別表第七の二号及び別表第八号の様式のとおりとする。